

今回の数字

2.1%

今年から始まった復興増税の所得税に対する割合

復興特別所得税	所得税額の2.1%	平成25年から25年間
復興特別住民税	住民税の均等割に対し1000円	平成26年から10年間
復興特別法人税	法人税額の10% (復興特別所得税額の控除などあり)	平成25年4月1日から 3年間の事業に対して

平成23年(2011年)3月11日に東日本大震災が起きてから、はや2年がたちます。政府は東日本大震災からの復興に使う予算の財源を確保するため、平成23年に復興財源確保法・地方財確法を成立・公布しました。それにより、政府は復興の財源として、私たち個人が納めている所得税、住民税や会社が納める法人税に上乘せする形で税金を徴収します。これが「復興特別所得税」「復興特別住民税」「復興特別法人税」です。

復興特別所得税

復興特別所得税は今年1月1日から始まり、所得税に対して**2.1%**分です。この復興特別所得税は平成49(2037)年までの25年間続くことになるので、今年40歳の人は65歳まで復興特別所得税を負担することになります。今回の数字**2.1%**は、所得税に対する復興特別所得税の割合です。

サラリーマンの場合、毎月のお給料から所得税が概算で引かれていますが、平成25年1月からは、その所得税に対し**2.1%**上乘せされた金額が引かれています。例えば、扶養家族が1人で、社会保険料や交通費など差し引いたお給料が30万円の場合、引かれる概算の所得税(源泉所得税)は、平成24年度6600円です。今年1月から6600円×**2.1%**≒140円が増税となり6740円がお給料から引かれています。また、預金の利息には所得税15%と住民税5%、合わせて20%分の税金が引かれていましたが、1月からの利息からは、所

得税15%の額×**2.1%**分が増税になるので、税率20%が20.315%になっています。

復興特別住民税

次に復興特別住民税です。住民税は「均等割」と「所得割」あり、合わせた税額になります。復興特別住民税は、住民税の均等割額に対し年間1000円の増税になります。例えば金沢市の場合、県民税均等割額は年間1500円が2000円に、市民税均等割額は年間3000円が3500円になります。復興特別住民税の期間は平成26年度から平成35年度までの10年間です。

復興特別法人税

最後に復興特別法人税は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の事業に対して課税されるもので、法人税の額に対して10%増税(利子など一定の所得に復興特別所得税があれば控除される)になります。

このような復興増税で、私たちが復興のため財源を負担していることを知り、これからそのお金が復興のためにきちんと使われているのを気にかけていくことが大切です。

暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー



高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン



SBI証券のEXPRESS口座

開設はこちらへ

最短、翌日から取引可能!

(口座開設料・管理料は無料です)



FPサポート研究所

<http://www.fpsl.co.jp/>

検索



証券 投資

あなたの暮らしと財産を守るパートナー
株式会社 FPサポート研究所

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F ☎076-232-2038

●株式会社エフピーサポート研究所(金融商品仲介業者)登録番号:北陸財務局長(金仲)第2号 ●当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。●当社は、金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。●所属金融商品取引業者 株式会社SBI証券 登録番号:関東財務局長(金商)第44号 ●加入協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会